

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日には休刊）ときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次

- ◇告示 身体障害者福祉法による指定医師の取消
生活保護法による医療機関の指定
土地改良区役員の退任及び就任
- ◇選管告示 政党、協会、その他の団体の解散の際の收支
に関する報告書要旨
政党、協会、その他の団体の收支に関する報告書要旨
- ◇教委告示 天然記念物の指定
臨時教育委員会の招集
- ◇公安告示 聴聞会の開催
- ◇公告 市町村農業共済組合専任職員資格試験の合格者
農業委員会職員資格試験の合格者

告示

鳥取県告示第百十号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）
第一条第一項の規定により、指定を受けた医師から辞退
があつたので次のように医師の指定を取り消した。

昭和三十一年三月二十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

診療科名	氏名	住 所	辞退年月日	取消年月日
外科	菅 千里	鳥取市古市 市立鳥取市 民病院内	昭和三十一年 二月二十 九日	昭和三十一年 二月二十 九日
整形 外科	伊藤益爾	"	"	"
内科	川村達男	"	"	"
内科	竹内惣二	"	"	"

鳥取県告示第百十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九
条の規定による医療機関を次のように指定した。

昭和三十一年三月二十日
鳥取県知事 遠 藤 茂

診療科名 名称 所在地 指定年月日
齒科 樋口齒科医院 東伯郡羽合町 昭和三十一年
田後五九五 二月一日

鳥取県告示第百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条
第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が
退任及び就任した旨届出があつた。

昭和三十一年三月二十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

茂

退任した役員の名及び住所

船岡町馬場井手土地改良区

理事 山根 賀 夫 八頭郡船岡町大字殿

倉吉市小鴨土地改良区

理事 水谷 栄 一 倉吉市生田

穴鴨土地改良区

就任した役員の名及び住所
宿土地改良区

理事 江谷 亀藏 気高郡気高町大字宿

中原 信治 大字土居

桐谷 秀穂 大字宿

江谷 輝久 大字土居

石黒 武雄

中原 政一

中原 菊太郎

吉多 政男

理事 矢田 秀雄 東伯郡三朝町大字穴鴨

西村 節夫

安田 繁義

安田 貞一

河 中 礼 一

西村 熊 吉

矢田 幸 雄

村上 喜代藏

浜村町姉泊土地改良区

理事 朝津 信道 気高郡浜村町大字八束水

鈴木 丈之

橋本 寿治

鈴木 才三

田淵 聰男

尾平 行正

浜田 茂

田淵 鉄治

鈴木 源一

浜本 民次郎

羽合町橋津土地改良区

理事 岩本 留治 東伯郡羽合町大字橋津

若狭 喜代治

松井 正義

湊 寛一

大字宿

穴鴨土地改良区

理事 矢田 秀雄 東伯郡三朝町大字穴鴨

西村 節夫

安田 繁義

安田 貞一

河 中 礼 市

西村 熊 吉

矢田 幸 雄

村上 喜代藏

上北条土地改良区

理事 山本 春信 倉吉市門田

池田 善一 穴窪

船越 一正 小田

西谷 重幸 古川沢

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条の規定により次の団体から解散の届出があつたが、その際における寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和三十一年三月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武 井 正 雄

一 種類 政党、協会、その他の団体の収支に関する報告書要旨

二期間 昭和三十一年一月一日から昭和三十一年二月二十六日まで

三 報告書の要旨

日本社会党 鳥取支部	政党、協会その他の 団 体 名	寄附及び 収入又は 寄附の総 額	一件千円 以上の寄 附	一件五百 円以上の 寄附	支出の総額	一件千円 以上の支 出	一件五百 円以上の 支出	報告書受 理年月日
	1円	1円	1円	1円	1円	1円	1円	昭和三一、 三、九

四 主たる寄附者及び支出

(一) 寄 附 者 該当なし

米子市福米土地改良区	理事	井上善司	米子市東福原
"	"	山本隆義	小田
"	"	綾女正雄	下古川
"	"	東 春藏	中江
監事	生田義平	大塚	
"	神宮恒正	"	
"	池田瀧藏	穴窪	
"	生田重之	"	
"	川本常敏	大塚	
"	吉田善太郎	"	
"	門田 巖	中江	
"	徳田一男	"	
"	徳田憲太郎	井手畑	
"	木天泰治	"	
"	徳田貞芳	下古川	
"	西谷義晴	"	
"	徳田万寿男	"	

"	井上茂松	"	
"	湖 孝道	"	
"	渡 嘉吉	西福原	
"	井 祐安	"	
"	足 浅太郎	"	
"	畑 原朝次	"	
"	森 尾秀頭	"	
"	相 野包寿	米原	
"	高 辻義明	"	
"	井上万吉男	東福原	
監事	島本菊治	米原	

該当なし

鳥取県選挙管理委員会告示第二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条及びこれを準用する第十八条の規定による政党、協会、その他の団体又はその支部の收支に関する報告書の要旨は次のとおりである。

昭和三十一年三月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

- 一 種類 政党、協会、その他の団体の收支に関する報告書要旨
- 二期間 昭和三十年七月一日から昭和三十年十二月三十一日まで
- 三 報告書の要旨

団体名	寄附及び収入又は寄附の総額		一件千円以上の寄附		一件五百円以上の寄附		支出の総額		一件千円以上の支出		一件五百円以上の支出		報告書受理年月日
	額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額		
自由党鳥取県支部因幡部会西気高支部	101,610	1	101,610	1	1	24,000	1	24,000	1	1	431,221		
鳥取県西気高支部	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
鳥取県西気高支部青谷町徳安後援会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
日本民主党鳥取支部連合会	101,610	1	101,610	1	1	105,326	1	105,326	1	1	1,100		

四 主たる寄附者及び支出

（一）寄附者

政党、協会、その他の団体名	寄附の総額	件数	寄附者の氏名又は団体名	職業	住所又は主たる事務所の所在地
日本民主党鳥取支部連合会	70,000円	1	米原 章三	会社役員	八頭郡智頭町
	76,000	1	鳥取酒造組名		鳥取市東町
	50,000	1	倉吉酒造組合		倉吉市住吉町
	100,000	1	赤沢 正道	会社役員	米子市日の出町
	6,610	1	奥田憲太郎	"	岩美郡岩美町

（二）支出

政党、協会、その他の団体名	支出の総額	件数	支出の目的
自由党鳥取支部因幡部会西気高支部	15,000円	1	印刷費
日本民主党鳥取支部連合会	9,000	7	会議費
	31,000	4	事務所借料
	12,256	6	通信費
	22,100	9	会議費
	10,000	1	職員手当
	12,810	2	食糧費

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十八号

鳥取県文化財保護条例（昭和二十七年四月鳥取県条例第十三号）第六条の規定により、昭和三十一年三月六日鳥取県指定天然記念物に次のとおり指定した。

昭和三十一年三月二十日

鳥取県教育委員会

一五、二〇〇 三 旅費
一一、〇〇〇 二 雑費

種別	名称及び員数	所在地	所有者	寸法、地積
鳥取県指定天然記念物	大日寺の大イチョウ 一株	倉吉市桜子田地 坊一三七番地	大日寺代表者 牧野智源	目通周囲 一、三メートル 枝樹張高 三〇メートル 東西 二〇メートル 南北 二五メートル
〃	矢矯神社社叢	鳥取市矢矯五三一番地	大字矢矯代表者 三谷英次	おもな巨樹 六メートル 目通周囲 四、一メートル シラガシ 五、八メートル 目通周囲 三、四五メートル スギ 五、五メートル 目通周囲 七百六十八坪

鳥取県教育委員会告示第十九号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十一年三月二十日

鳥取県教育委員会委員長 大島高蔵

一日時 昭和三十一年三月二十三日 午前十一時

一 場所 鳥取県教育委員会 会議室

一 議題 教職員の給与について

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四号

道路交通取締法第九条第六項、及び同法施行令第五十九条の規定により、次のとおり公開による聴聞会を開催する。

昭和三十一年三月二十日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成 文

一 関係者住所氏名

〃	清徳寺の巨樹名木群	八頭郡八頭村大字清徳一段七七八番地 七九番地 八二番地	清徳寺代表者 湯浅春乗	おもな巨樹名木 九メートル 目通周囲 七メートル カゴノキ 四、四メートル 目通周囲 二、二メートル 樹張高 二〇メートル モチノキ 二、九メートル 目通周囲 二〇メートル ボダイジュ 五、五メートル 目通周囲 二二メートル 樹枝張高 二二メートル 目通周囲 一五メートル 樹枝積高 百五十坪八合
---	-----------	-----------------------------	-------------	---

公 告

西伯郡境港町栄町五一〇番地
石 本 家 利
(大正二年十一月廿二日生)

二 聴聞の期日

昭和三十一年四月二日 午後一時から

三 聴聞の場所

米子市 米子警察署会議室

昭和三十年度市町村農業共済組合専任職員資格試験に合格したものは次のとおりである。

昭和三十一年三月二十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

技術職員

西川 修	藤田 常雄	添原 敏行
谷 幸彦	奥田 満	栗原 公明
入江 幸男	川上 一郎	加納 寛康

宮本 武夫	鈴木 孝明	福田 秀富
米原 義人	稲塚 孝幸	青戸建一郎
白田 恭子	野口繁次郎	

昭和三十年度の農業委員会職員の資格試験及び資格認定に合格及び資格があると認定したものは次のとおりである。

昭和三十一年三月二十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 資格試験

(岩美郡) 福部村 上野 竜吉

二 資格認定(無試験認定)

(鳥取市) 大柄 奥田善正 立川一丁目 宍 威
 (岩美郡) 宇倍野村 福谷英紀、吉村務、福田嘉一
 (八頭郡) 河原町 竹内秀雄、田淵稔、中島高義
 八頭村 白岩勝実 上私都村 山口寧
 若桜町 山本勘一郎 用瀬町 山本丑夫

(気高郡) 鹿野町 谷口 均

(東伯郡) 羽合町 吉川重敏 東郷町 池口安隆
三朝町 米原彌進弘 関金町 小川武彌

北条町 山本義憲

(西伯郡) 日吉津村 加藤義光 淀江町 池口太刃雄

逢坂村 真島正美

(日野郡) 根雨町 松本慧史 石見村 高橋共一